

# 拷問禁止条約における当事国間対世義務と普遍管轄権について

—— 訴追するか引き渡すかの義務事件（ベルギー対セネガル）を素材として

水島 朋 則

## 序

一 訴追するか引き渡すかの義務に関する事件

ア 拷問禁止条約の関連規定

イ 事実の概要

ウ 国際司法裁判所二〇一二年七月二〇日判決の概要

## 二 考察

ア 全当事国に対する義務（当事国間対世義務）について

イ 普遍管轄権の設定義務について

## 結び

## 序

杉浦先生も論説を寄稿され、一九九四年に発表された共同研究「東欧・旧ソ連における社会主義体制の崩壊と脱社会主義化についての政治学および法学的考察」の成果の中で松井が指摘しているように、かつてのソ連は、国際紛争の第三者解決、とりわけ国際司法裁判所（ICJ）に対する不信が強かった。ICJ規程案を準備した一九四五年のワシントン法律家委員会において、ICJに一般的強制管轄権を与える多数意見に反対したのがソ連（および米国）であった。<sup>(3)</sup> また、国際法学の世界では周知のことであるが、ジェノサイド条約への留保に関する一九五一年のICJ勧告的意見も、締約国間の紛争の義務的なICJ付託を定めるジェノサイド条約第九条に、ソ連を含む一部の国が留保を付したことが発端となり、そのような留保（およびそれらに対する異議）の法的効果について、国連総会が求めて出された意見である。<sup>(5)</sup> ソ連が一九八九年にこの留保を撤回したことは、ICJに対するソ連の態度の変化の表れとして、注目されることであった。<sup>(7)</sup>

ソ連を引き継いだロシアが二〇世紀の終わりに欧州人権条約を批准し、二一世紀に入り欧州人権裁判所において対ロシア事件が数多く提起されていることは、杉浦先生が言及されるとおりである。<sup>(8)</sup> 国際経済法の分野でも、投資協定に基づく投資家対ロシアの仲裁事例がいくつか存在するほか、二〇一二年に世界貿易機関に加盟したロシアに対して、ロシアの自動車廃車税をめぐる紛争の解決のため、二〇一三年七月に欧州連合と日本がそれぞれ協議を要請している。<sup>(11)</sup> また、国連海洋法条約第二九二条が定める船舶の速やかな釈放に関連して、国際海洋法裁判所にロシアが訴えたボルガ号事件（ロシア対オーストラリア、二〇〇二年提訴）、<sup>(12)</sup> 逆にロシアが訴えられた豊進丸事件・富丸事件（日本対ロシア、二〇〇七年提訴）<sup>(13)</sup> もある。<sup>(14)</sup>

ロシアがICJにおける争訟事件の当事国となった事例としては、人種差別撤廃条約の適用に関する事件（グルジア対ロシア、二〇〇八年提訴）<sup>(15)</sup>が最初のものであった。<sup>(16)</sup>本事件は、南オセチアとアブハジアのグルジア民族に対するロシアの行為が人種差別撤廃条約に違反するとして、グルジアが同条約第二二条をICJの管轄権の基礎として提訴したものである。結局のところ、ICJは、人種差別撤廃条約第二二条がICJ付託の前提として求めている紛争当事国間の交渉等による解決が図られていないとして自らの管轄権を否定したため、本案（ロシアによる同条約違反の有無）については判断しなかった。また、グルジアは請求訴状において、ICJの管轄権の基礎としてジェノサイド条約第九条を援用する権利を留保していたが、実際にはそれを援用することがなかったため、<sup>(19)</sup>ICJはジェノサイド条約に關しても本事件では何も判断していない。しかしながら、ICJが本事件において管轄権が一応（*prima facie*）存在するとしてロシア（およびグルジア）に対して仮保全措置を指示したこと<sup>(20)</sup>（ICJの仮保全措置は判決と同様に当事国を拘束する）、<sup>(21)</sup>また、そもそもロシアがICJの管轄権を否定するために先決的抗弁を提出しなければならなかったことは、ICJに対するロシア（ソ連）の態度の変化を象徴するものと言えよう。

ところで、ここまで何度か言及してきたジェノサイド条約は、杉浦先生がお生まれになった九日後の一九四八年一月九日に採択されたものである。この条約は、ジェノサイドを「国際法上の犯罪」と性格づけ（前文・第一条）、犯罪地国の裁判所か国際的な刑事裁判所（*international penal tribunal*）での裁判を規定し<sup>(22)</sup>（第十六条）、ジェノサイドを政治犯罪とみなすことなく、自国の法律・条約に従って犯罪人を引き渡すことを締約国に約束させている（第七条）。そこには、その後、国際テロリズム関係諸条約等に取り入れられることになる「引き渡すか訴追するか（*aut dedere aut iudicare*）」の義務と呼ばれるものは、少なくとも明示的には定められていない。<sup>(24)</sup>本稿は、

拷問禁止条約における「引き渡すか訴追するか」の義務が問題となった I C J の二〇一二年七月二〇日判決（ベルギー対セネガル）<sup>(25)</sup>を素材として、同条約におけるいくつかの義務の性格について若干の考察を行うことを目的とする。

## 一 訴追するか引き渡すかの義務に関する事件

### ア 拷問禁止条約の関連規定

本稿に関連する限りにおいて、一九八四年に採択された拷問禁止条約は次のように定めている。

第四条 1 締約国は、拷問に当たるすべての行為を自国の刑法上の犯罪とすることを確保する。……

2 締約国は、1の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

第五条 1 締約国は、次の場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の管轄の下にある領域内で……行われる場合

(b) 容疑者が自国の国民である場合

(c) 自国が適当と認めるときは、被害者が自国の国民である場合

2 締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対して

も……当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第六条 1 第四条の犯罪の容疑者が領域内に所在する締約国は、自国が入手することができる情報を検討した後、状況によって正当であると認める場合には、当該容疑者の所在を確実にするため、抑留その他の法的措置をとる。……

2 1の措置をとった締約国は、事実について直ちに予備調査を行う。

3 [略]

4 いずれの国も、この条の規定に基づいていずれかの者を抑留する場合には、前条 1 (a)、(b) 又は (c) の場合に該当する国に対し、当該者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通報する。2の予備調査を行う国は、その結果をこれらの国に対して速やかに報告するものとし、また、自国が裁判権を行使する意図を有するか否かを明らかにする。

第七条 1 第四条の犯罪の容疑者がその管轄の下にある領域内で発見された締約国は、第五条の規定に該当する場合において、当該容疑者を引き渡さなるときは、訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する。

[2以下、略]

このように定める拷問禁止条約は、セネガルについては一九八七年六月二六日に、ベルギーについては一九九九年七月二五日に発効している〔19〕（本 I C J 判決の第一九パラグラフ参照の意であり、以下同様）。

## イ 事実の概要

本事件で問題になった拷問は、アブレがチャドの大統領であった一九八二年から一九九〇年の間に、チャドでチャド国民に対して行われたとされるものであり、アブレは、一九九〇年一二月の政変の後、セネガルに政治亡命した〔16〕。一九九三年にチャドはアブレが享有し得るあらゆる裁判権免除を放棄し〔20〕、他方、セネガルは拷問禁止条約第四条の実施として一九九六年に刑法を改正し、拷問犯罪を独立の犯罪として追加した<sup>26)</sup>。しかしながら、二〇〇〇年にセネガルで告訴がなされて開始されたアブレに対する刑事裁判では、セネガル国外で外国人によって行われた拷問犯罪についての裁判権（普遍管轄権）を認める手続法が存在しないことを理由として、セネガルの裁判所はアブレに対して裁判権を行使しなかった〔17・18・76〕。

セネガルでの刑事裁判と前後してベルギーでアブレについての調査が開始され、二〇〇五年にベルギー当局は、アブレについて発付した逮捕状をセネガルに送付するとともに、アブレの引渡しを請求した〔21〕。この引渡請求について判断したダカール控訴裁は、外国の元首の在職中の行為には裁判権が及ばないとしてアブレに裁判権免除を認め〔22〕、その後、セネガルはアブレに対する刑事裁判の問題をアフリカ連合に付託するが、アフリカ連合の元首会議は、二〇〇六年七月に、セネガルでのアブレの訴追を求める決定をする〔23〕。また、二〇〇六年五月に拷問禁止委員会がアブレに関わる個人通報の事例においてセネガルによる拷問禁止条約第五条2・第七条1の違反を認めたこと<sup>28)</sup>もふまえて、セネガルは、拷問禁止条約第五条2に合致するように国内法を改正するとともに（二〇〇七年）、憲法を改正して刑事法の不遡及原則の例外を定めた（二〇〇八年）〔27・28・31〕。

国内法整備後の二〇〇八年九月にもアブレに対する告訴があったが、その後、二〇〇九年二月一九日にベル

ギーは本事件を I C J に提訴し〔1・6・33〕、セネガルは拷問犯罪についてアブレに対する刑事裁判を開始する義務を負っていること、また、アブレを訴追しない場合には、ベルギーで裁判にかけられるためにアブレをベルギーに引き渡す義務を負っていることの確認を求めた〔12〕。ベルギーは提訴後もアブレの引渡請求を行うが〔37・38・40〕、セネガルでの訴追もベルギーへの引渡しも行われないうまま、I C J は二〇一二年七月二〇日に本事件の判決を言い渡すことになる。I C J における書面および口頭手続では、ベルギーは、一方で、普遍管轄権の行使を可能とする国内法を整備しなかったことによりセネガルが拷問禁止条約第五条2に違反したこと、他方で、アブレに対する刑事裁判を開始することもベルギーに引き渡すこともしないことによりセネガルが同条約第六条2、第七条1および慣習国際法に違反していることの確認を I C J に求めている〔13・14〕。

#### ウ 国際司法裁判所二〇一二年七月二〇日判決の概要

I C J は、拷問禁止条約第五条2に関する請求については、二〇〇八年までのセネガルの国内法整備により、同規定の解釈・適用に関して両国間に存在していたかもしれない紛争は提訴時までには消滅していたとして、自らの管轄権を否定した〔48〕。慣習国際法に関する請求についても、両国間の紛争は慣習国際法上の義務の違反に関わるものではないとして管轄権を否定し〔55〕、第六条2と第七条1の解釈・適用についてのみ管轄権をもつとした〔63〕。

ベルギーの請求の受理可能性については、セネガルが、本事件で問題となっている拷問犯罪の行為の時点で被害者はいずれもベルギー国民ではなかったことから、ベルギーはセネガルの責任を追及する資格をもたないとし

て異議を唱えた〔64〕。そこで I C J は、拷問禁止条約の当事国であるというだけで、別の当事国による条約義務違反の中止に関する請求を I C J で行う資格をもつかどうかを検討する〔67〕。I C J は、拷問禁止条約の前面に示された条約の趣旨・目的から、拷問犯罪を行った者の処罰を確保することに全当事国が共通の利益をもっているとし、容疑者の所在に基づいて（加害者・被害者の国籍や犯罪地にかかわらず）生ずる予備調査の実施および当局への事件付託の義務の遵守について他の全当事国は共通の利益をもっており、この共通利益は、各当事国がこれらの義務を他の全当事国に対して負っていることを含意するとして、バルセロナ・トラクシオン事件判決<sup>(29)</sup>を引用しつつ、「これらの義務は、いずれの事件においても、それらが遵守されることに各当事国が利益をもっている」という意味で『全当事国に対する義務 (obligations erga omnes partes)』と称することができる」と述べる〔68〕。I C J は、このような共通利益を手がかりとして、「拷問禁止条約のいずれの当事国も、第六条 2 および第七条 1 の適用により課される義務のような全当事国に対する義務に別の当事国が違反したことを確認する目的でその責任を追及することができ」〔69〕、したがって第六条 2 と第七条 1 に基づくベルギーの請求は受理可能であり、セネガルによるこれらの規定の遵守にベルギーが特別な利益をもつかどうかは判断する必要がないとした〔70〕<sup>(31)</sup>。

I C J は、拷問禁止条約第六条 2 に関する問題と第七条 1 に関する問題とを分けて検討するに先立ち、その前提として次のように述べている。本事件において I C J は第五条 2 違反の主張については管轄権をもたないが、拷問犯罪について自国裁判所の普遍管轄権を設定する義務の履行は、予備調査を可能にするための（第六条 2）、また、訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託するための（第七条 1）必要条件であり、これらの義務の目的は、引渡しが行われない場合に容疑者に対する裁判手続を可能にし、拷問を行った者が処罰されないこ



とを避けることで拷問との闘いをより実効的にするという拷問禁止条約の趣旨・目的を実現することである〔74〕。セネガルが必要な立法を二〇〇七年まで行わなかったために、訴追のための事件付託が遅れたのであり〔76〕、必要な立法が二〇〇七年にようやく行われたという事実は、セネガルの第六条2と第七条1の義務履行に必然的に影響した〔77〕。

予備調査の実施を拷問犯罪の容疑者所在国に求める第六条2については、ICJは、自国に所在しているアブレに拷問犯罪の疑いをかけるべき理由があるにもかかわらず、セネガルの当局が直ちに予備調査を開始しておらず、遅くとも、二〇〇〇年に最初の告訴がなされて以降、セネガルは第六条2の義務に違反しているとした〔88〕。ICJが、より詳しく検討したのは、拷問禁止条約第七条1についてであり、この規定は、航空機不法奪取防止条約<sup>(89)</sup>と同様の形で「引き渡すか訴追するか」の義務を定めている〔90〕。ICJによれば、第七条1が定める訴追義務は、通常は、先行条文が定める他の義務——拷問を犯罪とする義務、拷問犯罪について自国の裁判所に普遍管轄権を与える義務、事実について調査を行う義務——を履行した後で実施されるものであり、これらの義務は、全体として、拷問犯罪の容疑者がその刑事責任を免れないようにすることを目的とする単一の条約メカニズムの（複数の）構成要素とみなすことができる〔91〕。

第七条1の義務の性質と意味について、ベルギーは、第五条1に該当する国（犯罪地国・容疑者国籍国・被害者国籍国）または第五条3に該当する国（国内法に従って刑事裁判権を行使する国）からの引渡請求の有無に関係なく、容疑者が自国に所在する時から訴追を求めると主張する。ベルギーによれば、第五条の規定に該当する場合において、容疑者所在国は引渡しに同意することができるが、これは拷問禁止条約によって与えられた選択肢であり、その国が引渡しを選択しない場合には訴追義務はそのまま残るのであって、その国が何ら

かの理由で訴追せず、かつ、引渡請求を受けた場合にのみ、義務違反を避けようとするれば引き渡さなければならぬことになる〔92〕。これに対し、セネガルは、アブレを訴追する義務を負っていることは確かであるが、アブレを引き渡す義務をベルギーに対しては負っていないという立場を採る〔93〕。

ICJは、第七条1について、事前の引渡請求の有無に関係なく訴追のための付託を求めるものであり、それゆえに第六条2は、容疑者が自国に所在する時から直ちに予備調査を行うことを容疑者所在国に義務づけている（第七条1に従った当局への事件付託義務が裁判手続の開始につながるかどうかは証拠次第である）と述べる〔94〕。しかしながら、ICJによれば、拷問禁止条約の諸規定が定める場合において容疑者所在国が引渡請求を受けた場合には、それに応ずることによって訴追義務から自らを解放することができるのであり、したがって、引渡しか訴追のための付託かの選択は、両者を同じ平面に置くものではなく、引渡しは条約によって与えられた選択肢であるのに対し、訴追は条約が定める国際義務であって、その違反は国際違法行為責任を発生させるのである〔95〕。

そのような第七条1の義務の実施について、ICJは、規定には義務履行のための期間は示されていないが、拷問禁止条約の趣旨・目的と両立する方法で、合理的な期間内に実施しなければならぬことが必然的に含意されていると指摘する〔114〕。セネガルは、第七条1の義務に従って必要なすべての措置をできるだけ早くとることを（特に二〇〇〇年の最初の告訴以降）求められていたにもかかわらず、そうしなかったことにより、第七条1の義務に違反したのであり、また、違反し続けているとICJは判示した〔117〕。

セネガルによる第六条2と第七条1の違反に関する救済の脈絡においても、ICJは、これらの規定の目的——拷問行為の容疑者がどの当事国にも逃げ場を見つけないことができるようにすることを通じた不処罰の回

避——を繰り返しつつ、容疑者所在国は引渡請求国に引き渡すという選択肢を確かにもってはいるが、それは「拷問禁止条約第五条に定めるいずれかの国（何らかの資格で、容疑者を訴追し、裁判にかける管轄権をもっている国）への引渡しであることが条件である」と述べる〔120〕。ICJによれば、拷問禁止条約第六条2と第七条1の違反によりセネガルに国際責任が生じ、セネガルは継続している違法行為を中止しなければならず、アブレを引き渡さないのであれば、これ以上の遅滞なく、訴追のため自国の当局に事件を付託するのに必要な措置をとらなければならない〔121〕。

## 二 考察

### ア 全当事国に対する義務（当事国間対世義務）について

右で見たように、ICJは本判決において「全当事国に対する義務（obligations erga omnes partes）」（当事国間対世義務）の概念をもち出している。バルセロナ・トラクション事件判決の傍論でICJが——他の一国に対する義務との対比で——言及した「対世的義務（obligations erga omnes）」<sup>(34)</sup>が国際共同体全体に対する義務であり、すべての国がその義務の履行に法的利益をもつとは異なり、当事国間対世義務は、多数国間条約の全当事国に対する義務であり、すべての当事国がその義務の履行に法的利益をもつものである。<sup>(35)</sup> 次のように定める国家責任条文第四八条1で言えば、(a)が当事国間対世義務の場合、(b)が対世的義務の場合に対応する。<sup>(36)</sup>

第四八条 1 被害国以外のいかなる国も、次の場合には、……他国の責任を追及する資格を有する。

- (a) 違反のあった義務が、当該国を含む国の集団に対するものであり、かつ、当該集団の集団的利益の保護のために設けられたものである場合、または
- (b) 違反のあった義務が、国際共同体全体に対するものである場合

ここで確認しておくべきことは、同じ条約に含まれる義務であっても性質が異なり得ることから、ある義務が当事国間対世義務であるかどうかについては、個別具体的な検討が必要であるということである。<sup>67)</sup> その意味で、ICJが、請求の受理可能性について拷問禁止条約の第六条2と第七条1を区別することなく検討し、前文に示された条約の趣旨・目的のみを手がかりとしていずれも当事国間対世義務であるとし、ベルギーは——条約当事国であるというだけで——別の当事国（セネガル）によるそれらの義務違反の責任を追及することができる（ベルギーの請求は受理可能である）と判断したことは、その結論の是非はともかくとして、分析が雑であるという印象を免れない。<sup>68)</sup>

第六条2について言えば、その文言（「1の措置をとった締約国は、事実について直ちに予備調査を行う。」）だけを見れば、ICJのように、当該国（本事件で言えばセネガル）は、この義務を（特定の国に対してではなく）全当事国に対して負っていると解することができる。しかしながら、第六条を全体として捉え、次のように定める第六条4に着目した場合には、そのような理解に対する疑問も提起されるかもしれない。

4 いずれの国も、この条の規定に基づいていづれかの者を抑留する場合には、前条1(a)、(b)又は(c)の場合

に、該当する国に対し、当該者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通報する。2  
 の予備調査を行う国は、その結果をこれらの国に対して速やかに報告するものとし、また、自国が裁判権を  
 行使する意図を有するか否かを明らかにする。（傍点は水島）

すなわち、予備調査の結果報告等の義務は、全当事国ではなく、「第五」条1(a)、(b)又は(c)の場合に該当する  
 「国」に対するもの——したがって当事国間対世義務ではない——と解されるのである。<sup>69)</sup> 仮に本事件でベルギーが  
 第六条4の違反を（も）主張したとすれば、ベルギーは、その遵守に特別な利益をもっていること——具体的に  
 は、第五条1のいずれかの場合に該当すること——を示すことが求められたと考えられる。そうだとすれば、同  
 じ第六条の中でそれに先行する第六条2に定める予備調査の実施義務も、これらの国に対して負っているのであ  
 り、これらの国（のみ）が、その遵守に利益をもっているとみる余地もありそうなのである。

もっとも、第六条4は、「第五」条1(a)、(b)又は(c)の場合に該当する国」のいずれかが容疑者所在国とは異なる  
 場合にのみ適用され、犯罪地国・容疑者国籍国・被害者国籍国・容疑者所在国がすべて同じであるという場合  
 には適用の余地や意味はないものと考えられる。<sup>44)</sup> それと連動させる形で、前者の場合には容疑者所在国に第六  
 2の義務（予備調査の実施義務）が課され、後者の場合にはその義務は課されないと解するのは不合理であろう。  
 したがって、第六条2が当事国間対世義務を定めているという結論は、支持することができる。

他方で、第七条1の「引き渡すか訴追するか」の義務については、「第五条の規定に該当する場合において」  
 という文言に着目すれば、第六条4の義務と同様に、当事国間対世義務ではないという見方もできそうである。  
 しかしながら、これについても、犯罪地国・容疑者国籍国・被害者国籍国・容疑者所在国が（偶々）すべて同じ

である場合には適用されない——したがって、「訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する義務」は生じない——と解するのは不合理であろう。また、犯罪地国・容疑者国籍国・被害者国籍国のいずれかが容疑者所在国と異なり、かつ、その国が容疑者の引渡しを請求したとしても、第七条1に従って容疑者所在国は「引き渡さない」という選択肢が明示的に与えられていることに鑑みれば、容疑者所在国は引渡請求国に対して引渡義務等の義務を負っていないと考えられる。これらの点に鑑みれば、これも結論としてはICJと同じであるが、第七条1の義務は当事国間対世義務であると考えてよいであろう。「引き渡す」ことが想定されない場合があり得ること、また、仮に引渡請求があったとしても、引き渡す「義務」はないことに鑑みれば、拷問禁止条約第七条1が定めるような義務を「引き渡すか訴追するか」の義務と表現すること自体が、誤解を招きやすいと言えるのかもしれない。<sup>(4)</sup>

## イ 普遍管轄権の設定義務について

本判決において、同様に雑であるという印象を免れないのが、二〇〇二年の逮捕状事件判決<sup>(45)</sup>ではICJは判断しなかった普遍管轄権の扱いに関してである。既に確認したように本事件においてICJは第五条に関するベルギーの請求については判断しなかったが、拷問禁止条約における裁判権設定の法構造に関するICJの理解を示す箇所は判決の中に見出すことができる。具体的に言えば、ICJは、拷問禁止条約（第五条2）が当事国に「普遍管轄権（*compétence universelle; universal jurisdiction*）」を設定する義務を課すものと捉えているのである（例えば、74・84・91・119）。

しかしながら、拷問禁止条約第五条2のような規定が普遍管轄権を定めるものであるかどうかは、争いのあった点である。例えばボウエットは、航空機不法奪取防止条約第四条2を例にとり、普遍管轄権としての性格を否定している。<sup>(46)</sup>これに対して古谷は、国際テロリズム関係諸条約においては「一つの行為が、特定国の法益を侵害すると同時に国際社会全体の法益を侵害すると考えられているのであり、いわば条約全体が二重の法益構造に立脚していることになる」として、「普遍的管轄権が認められる犯罪はすべて、このような二重法益構造に立脚していると考えられるのであり、ボウエットが指摘するように普遍的管轄権が特定国の管轄権と両立しない、ということはないのである」と指摘する。<sup>(47)</sup>

この古谷の議論は、それ自体は誤りでないにせよ、ボウエットの議論とはかみ合っていないように思われる。「普遍管轄権」概念の多義的性格（ICJも何ら定義を示していない）にも関わるのであろうが、ボウエットは、普遍管轄権に基づいて「すべての国（all States）が、ある種の犯罪について処罰のために裁判を行う管轄権をもつ」という——その限りでは「普遍」という用語に適合的な——理解を前提として、航空機不法奪取防止条約第四条2が普遍管轄権を定めるものだとするれば、第四条1が特定の国（より狭い範囲の国）の裁判権を定めていることの意味が不明であることから、<sup>(48)</sup>普遍管轄権としての性格を否定しているのである。条約が、一方で特定の国に裁判権設定を義務づけつつ、他方ですべての国に裁判権設定を義務づけることが不可解・不合理であることは確かであり、その限りでボウエットの議論は正しいのである。<sup>(49)</sup>

他方で、普遍管轄権を、「自国の領域外で行われた犯罪で、容疑者も被害者も自国民ではないものについて裁判を行う管轄権（裁判権）」のように捉えるとすれば、拷問禁止条約第五条2が普遍管轄権の設定を義務づけているという理解は、必ずしも誤りではないということになる。しかしながら、その場合にも——「普遍」との齟

齕に鑑みれば、むしろその場合にこそ——忘れてならないのは、第五条2は、「容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在」する場合の（特定の容疑者について対象国は一国しか存在し得ない）裁判権設定義務を定めるものであるということである。すなわち、第五条2（および第七条1）に基づいて行使される裁判権は、犯罪人が現時点において自国領域内に所在することを根拠とするものである（犯罪人現在地原則）。

ボウエツトが言うような「すべての国」の裁判権を基礎づけるものを仮に「純粋な意味での普遍原則（普遍主義）」と呼ぶとすれば、この原則と犯罪人現在地原則に基づく裁判権設定を同時に義務づけることがやはり不可解・不合理であることに照らしても、両者は区別しなければならぬ<sup>(55)</sup>。また、このような形で容疑者所在国（犯罪人現在地国）による裁判権行使を「普遍主義の一形態」<sup>(56)</sup>とみることは、例えば犯罪人現在地国と犯罪地国（あるいは容疑者国籍国・被害者国籍国）が同一である場合にも第五条2（および第七条1）が適用されることに鑑みても、誤解を招くだけであるように思われる。むしろこれは、「一種の属地主義」<sup>(57)</sup>とみるべきであろう<sup>(58)</sup>。裁判権設定において時間的要素を取り入れること——属地主義ないし領域原則を、犯罪地原則（狭義の領域原則）と犯罪人現在地原則とに区別すること——は、実は、受動的国籍原則の脈絡でベルギーが本事件で主張したことと重なる。ベルギーは、本事件において、犯罪の時点ではなく現時点における被害者の国籍を根拠とする自らの裁判権行使の正当性にも言及していたのである〔65〕。

現時点の国籍を基準とする受動的国籍原則に基づく裁判権の行使については、国際違法行為発生後の新しい被害者国籍国による外交的保護の行使が原則として認められていないこと<sup>(59)</sup>に鑑みても、正当化が困難であるように思われる。しかしながら、同じことは、犯罪人現在地原則については必ずしも当てはまらない。被害者による新しい国籍の取得に加害者（犯罪人）は何ら関与しないのに対し、ある国（拷問禁止条約の当事国）に犯罪人が所



在しているのは、基本的にはその者自らの意思に基づく事態だからである。その意味で、犯罪人現在地国による（一種の領域原則に基づく）裁判権行使について、犯罪地原則に基づく裁判権行使とは性格が異なる面はあるにせよ、それを消極的に解すべき理由は見出せないように思われる。拷問禁止条約第五条2は、純粹な意味での普遍原則ではなく、そのような犯罪人現在地原則に基づく裁判権の設定を義務づけているのである。

なお、拷問禁止条約第五条2をこのように解するとしても、純粹な意味での普遍原則が同条約において意味をもたないことにはならない。第五条3が、裁量（国内法）に従った——例えば、純粹な意味での普遍原則を前提とする——裁判権の設定を認めているためである。その場合、第五条1に従って裁判権を設定した国との違いは、容疑者所在国からの引渡し（第五条2）、また、容疑者所在国による予備調査の結果報告等（第六条4）の場面で現れることになる。<sup>(61)</sup>

## 結び

本事件の判決後まもなく、セネガルはアフリカ連合との間で協定を締結し、セネガルの裁判権の下でアブレを裁くためのアフリカ特別裁判部の設置に合意した。<sup>(62)</sup>二〇一三年二月に活動を開始したこの特別裁判部<sup>(63)</sup>が具体的にアブレに対してどのような判決を下すのかは裁判の行方を見守るほかないが、このような措置を義務づけたICJ判決<sup>(64)</sup>については、拷問を行った者が処罰されないことを避けるという拷問禁止条約の目的に照らしても、積極的に評価することができるのであろう。<sup>(65)</sup>もともと、過度の立法論的主張と同様に、過度の目的論的解釈は、

かえって実定法の望ましい発展を阻害しかねないこと、また、裁判権設定の面で——「引き渡すか訴追するか」の義務を含めて——拷問禁止条約と同様の法構造を定める国際テロリズム関係諸条約の解釈に与え得る影響を考慮すれば、ICJが必ずしも十分な分析を示さないまま拷問禁止条約との関係で用いた「全当事国に対する義務」(当事国間対世義務)や「普遍管轄権」といった概念が独り歩きすることのないように、本判決の読み方については注意も必要であろう。

ところで、拷問を一定の条件で人道に対する犯罪および戦争犯罪と性格づけ、また、集団殺害(ジェノサイド)犯罪をも対象とする国際刑事裁判所(ICC)規程は、「これらの「国際社会全体の関心事である最も重大な」犯罪を行った者が処罰を免れることを終わらせ、もってそのような犯罪の防止に貢献することを決意し」て(前文)、締結されたものである。セネガルが、実は、一九九九年二月二日に世界で最初にICC規程を批准しているということは、確認しておいてよいであろう。

他方で、杉浦先生が退職された二〇一三年三月末日の時点でICC規程の当事国は一二二国にまで増えていたが、そこにはロシア(および米国)は——国連安保理の常任理事国としてICCの活動にさまざまな形で関与することが認められているにもかかわらず——含まれていない。<sup>(7)</sup>ロシアは、ジェノサイド条約に関する締約国間の紛争についてICJの管轄権は受諾したが(第九条への留保の撤回)、ジェノサイド犯罪を裁く場としての「国際的な刑事裁判所」(第六条)——それを具現するICC——の管轄権は受諾していないのである。<sup>(8)</sup>ICJに対する「序」で指摘したICJに対するものと同様の)ロシアの態度の変化が、今、求められているのだと言えよう。<sup>(9)</sup>杉浦先生のこれまでの——また、幾度かの送別の宴でも仰られた、これからの——ロシア法研究をも参考にさせていただきながら、その変化を待とうと思うのである。

（付記）

本稿は、二〇一〇—二〇一三年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号二二五三〇〇四七）による成果の一部を含む。

注

- (1) 杉浦一孝「ロシア連邦における『憲法危機』と憲法裁判所」法政論集一五七号六七頁（一九九四年）。
- (2) 松井芳郎『ソビエト国際法』の終焉」法政論集一五七号二一頁（一九九四年）三三三頁参照。
- (3) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』（一九九六年）四二頁、一四四頁参照。
- (4) *Réserves à la Convention sur le Génocide, avis consultatif*, [1951] CJI Recueil 15.
- (5) 例えば、松井芳郎『国際法から世界を見る——市民のための国際法入門（第三版）』（二〇一一年）二七五頁、浅田正彦編『国際法（第二版）』（二〇一三年）六〇頁（中野徹也）参照。
- (6) 同時にソ連は、すぐ後で言及する人種差別撤廃条約についても同様の留保を撤回している。‘Soviet Union Accepts Compulsory Jurisdiction of ICJ for Six Human Rights Conventions’ (1989) 83 AJIL 457 参照
- (7) 松井・前掲注(2)・三四頁、杉原・前掲注(3)・一二六頁参照。
- (8) 杉浦一孝「ロシア連邦における公正な裁判を受ける権利とヨーロッパ人権裁判所」法政論集二四五号三三三頁（二〇一二年）三二四—三二六頁参照。
- (9) 例えば、英国—ソ連投資協定に基づく *RosInvestCo UK Ltd v The Russian Federation, Final Award*, 12 Sep 2010, <<http://www.itlaw.com/sites/default/files/case-documents/ria0720.pdf>> 参照。

- (10) World Trade Organization, 'Members and Observers', <[http://www.wto.org/english/thewto\\_e/whatis\\_e/tif\\_e/org6\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/org6_e.htm)> 参照。
- (11) *Russia—Recycling Fee on Motor Vehicles*, WT/DS462, WT/DS463. なお、日本等が中国に対して申立てを行ったレアアースの輸出に関する措置事件（*China—Rare Earths*, WT/DS431, WT/DS432, WT/DS433）のように、ロシアが第三国として関与している事例は既に存在する。World Trade Organization, 'Disputes by Country/Territory', <[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_by\\_country\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_by_country_e.htm)> 参照。
- (12) *The "Volga" Case (Russia v Australia)*, Prompt Release, International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS), Judgment, 23 Dec 2002, <<http://www.itlos.org/>>.
- (13) *The "Hoshimaru" Case and The "Tomimaru" Case (Japan v Russian Federation)*, Prompt Release, ITLOS, Judgments, 6 Aug 2007, <<http://www.itlos.org/>>.
- (14) 一九八二年に国連海洋法条約に署名した際、ソ連は同条約に関する国家間紛争の解決手段として基本的には（国際海洋法裁判所・ICJではなく）仲裁裁判所を選択する宣言をしているが（同条約第二八七条）、速やかな釈放に関しては国際海洋法裁判所の権限を認めてゐる。United Nations, Office of Legal Affairs, Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, 'Declarations and Statements', <[http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/convention\\_declarations.htm](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm)> 参照。
- (15) *Case concerning Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Georgia v Russian Federation)*, Preliminary Objections, Judgment, 1 Apr 2011 <<http://www.icj-cij.org/>>.
- (16) 形式的には、一九五〇年代に米国の航空機の撃墜等に関連して四件の米国対ソ連事件がICJに提起されているが、いずれもICJの管轄権の基礎が存在しない状況で提訴されたものであり、ソ連が提訴に応じて管轄権を受諾することがなかったため、後に総件名簿から削除されている。この点につき、杉原高嶺「国際裁判の研究」（一九八五年）三〇—三二頁参照。なお、一九七八

- 年の I C J 規則の改正により、このように被告が管轄権を受諾していない段階で提訴された事件は、被告が管轄権に同意するまでは総件名簿に記載してはならないことになったため（同規則第三八条 5）、現在であれば、このような米国対ソ連事件は、そもそも総件名簿に記載されないことになる。浅田編・前掲注(5)・三八八頁（山形英郎）も参照。
- (17) 「この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争であって、交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される。」
- (18) <http://www.icj-cij.org/docket/files/140/14657.pdf>, para 20 参照。
- (19) *Georgia v Russia*, *supra* n (15), para 21 参照。
- (20) *Application de la convention internationale sur l'élimination de toutes les formes de discrimination raciale (Georgie c Fédération de Russie)*, *mesures conservatoires*, [2008] CIJ Recueil 353.
- (21) *LaGrand (Germany v United States of America)* [2001] ICI Reports 466, 506 (para 109) 参照。浅田編・前掲注(5)・三八九頁（山形英郎）も参照。
- (22) 国際的な刑事裁判所での裁判が行われるのは、「国際的な刑事裁判所の管轄権を受諾している締約国について」である。
- (23) これは、一九七〇年の航空機不法奪取防止条約を例にとれば、「犯罪行為の容疑者が領域内で発見された締約国は、その容疑者を引き渡さない場合には、その犯罪行為が自国の領域内で行なわれたものであるかどうかを問わず、いかなる例外もなしに、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う」というものである（第七条）。田中則夫他編集代表『ベーシック条約集（二〇一三年版）』一一一〇—一一一頁（「国際テロリズム関係諸条約の構造」）も参照。
- (24) Paola Gaeta (ed), *The UN Genocide Convention: A Commentary* (2009) 304–309 (Robert Roth) 参照。

- (35) *Affaire relative à des questions concernant l'obligation de poursuivre ou d'extrader (Belgique c Sénégal)*, arrêt, 20 juin 2012, <http://www.icj-ij.org/>.
- (26) *Habré, infra n (27)*, 573, 578 参照。
- (27) *Habré*, 125 ILR 569 (Senegal, Court of Appeal of Dakar (Chambre d'accusation), 2000; Court of Cassation, 2001) 参照。
- (28) *Suleymane Guengueng et al v Senegal*, Comm No 181/2001, CAT/C/36/D/181/2001 (2006) 参照。
- (29) *Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (Belgique c Espagne)* [1970] CIJ Recueil 3, 32 (para 33).
- (30) なお、ICJは続けて、全当事国が共通の利益をもつという点における拷問禁止条約とジェノサイド条約との類似性を指摘するとともに、「本稿の「序」で言及したジェノサイド条約への留保に関する勧告的意見を引用している。
- (31) ベルギーは、問題となっている拷問の時点では被害者はいずれもベルギー国民ではなかったことは認めつつも、アブレ事件におけるベルギーの裁判権は（チャド出身の）ベルギー国民が提起した附帯私訴に基礎を置いていることや（受動的国籍管轄権）、拷問禁止条約第五条に基づく裁判権行使・引渡請求の権利をベルギーが援用しているという特別な状況も指摘していた〔65〕。
- (32) 注(23)参照。
- (33) ICJは、第七条1の義務の実施について検討する前に、この義務の時間的範囲について検討しているが（96—105）、本稿での議論に直接的には関連しないため、この問題については取り上げない。
- (34) *Barcelona Traction, supra n (29)*, 32 (para 33).
- (35) 対世的義務と当事国間対世義務については、岩沢雄司「国際義務の多様性——対世的義務を中心に——」中川淳司・寺谷広司編『大沼保昭先生記念論文集 国際法学の地平——歴史、理論、実証』一二三頁（二〇〇八年）特に一四〇—一四五頁参照。
- (36) 「全当事国に対する義務」（当事国間対世義務）および「対世的義務」という文言は、条文では用いられていないが、条文を起

草した国際法委員会の注釈では言及されている。[2001] ILC Report (<http://legal.un.org/file/reports/2001/2001report.htm>), 126 (para 6), 127 (paras 8-9) 参照。

(37) 北朝鮮著作物事件（最高裁二〇一一年二月八日判決・民集六五卷九号三二七五頁）に関連して日本の外務省が提出した意見でも、「多数国間条約のうち、締約国によって構成される国際社会（条約社会）全体に対する権利義務に関する事項を規定していると解される条項」があることを前提として、「具体的にどの条約のどの条項がこれに当たるかについては、個別具体的に判断する必要がある」となれている（同・三三四八頁）。

(38) *Belgique c. Sénégal, supra n (25)*, Separate Opinion of Judge Skotnikov も参照。

(39) なお、公定訳および英語の正文によれば、第六条 4 第二文の「自国が裁判権を行使する意図を有するか否かを明らかにする」義務がどの国に対するものであるかが必ずしも明確ではなすが（The State which makes the preliminary inquiry contemplated in paragraph 2 of this article shall promptly report its findings to the said States and shall indicate whether it intends to exercise jurisdiction.）、フランス語の正文によれば、この義務も「これらの国」に対して負うものであることが明確である（L'État qui procède à l'enquête préliminaire visée au paragraphe 2 du présent article en communique rapidement les conclusions auxdits États et leur indique s'il entend exercer sa compétence.（強調は水島））。

(40) より具体的には、第五条 1(c) の場合に該当するかどうかである。注(3) 参照。なお、ベルギーは、第六条 4 が「関係国」への報告を定めるものであることを想起している（[8]）。

(41) Manfred Nowak and Elizabeth McArthur, *The United Nations Convention Against Torture: A Commentary* (2008) 337, 341 は、「第六条 4 が、容疑者所在国が第五条 2（「普遍管轄権」）に基づいて裁判権を行使しようとする国である場合に限らず、容疑者所在国が第五条 1 に基づいて裁判権を行使しようとする国（犯罪地国・容疑者国籍国・被害者国籍国）である場合にも適用されることを指摘す

るが、犯罪地国・容疑者国籍国・被害者国籍国・容疑者所在国がすべて同じという場合は想定していないように思われる。

(42) *ibid* 364も参照。

(43) 「第五条の規定に該当する場合において」という表現について、第五条3（この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。）に基づく裁判権を行使する国も含むと考えれば、いかなる場合も引渡しが想定されるということになる。ベルギーの主張〔92〕は、このような理解を前提としているものと考えられるが、第五条2・第六条4の規定の仕方、また、そのように解するのであれば「第五条の規定に該当する場合において」という文言がそもそも不要であることに鑑みれば、第五条3に基づく裁判権を行使する国はそこに含まれないと解するのが妥当であるように思われる。*ibid* 317も、第五条1に基づく裁判権を行使する国からの引渡請求に限定されると解しているようである。この点に関するセネガルの主張〔93〕も参照。ICJの立場〔120〕は曖昧であるが、仮に第五条3に基づく裁判権を行使する国が含まれるとしても、本稿での議論に大きな影響を及ぼすものではない。

(44) *ibid* 360も参照。

(45) *Mandat d'arrest du 11 avril 2000 (République démocratique du Congo c Belgique)* [2002] CJIJ Reunel 3.

(46) この判断回避に対する批判として、杉原高嶺「国際司法裁判所における *jura novit curia* 原則——近年の裁判例を顧みて——」国際法外交雑誌一〇九卷三号一頁（二〇一〇年）二五—二六頁参照。

(47) 「犯罪行為〔航空機の不法奪取〕の容疑者が領域内に所在する締約国は、1(a)、(b)又は(c)の場合に該当する他のいずれの締約国に対しても……その容疑者を引き渡さない場合に当該犯罪行為につき自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。」

(48) DW Bowett, 'Jurisdiction: Changing Patterns of Authority over Activities and Resources' (1982) 53 BYBIL 1, 13参照。

(49) 古谷修一「普遍的管轄権の法構造——刑事管轄権行使における普遍主義の国際法的考察（二・定）——」香川大学教育学部研究



報告（第一部）七五号七九頁（一九八九年）九七—九八頁。

(50) *Bowett, supra n (48), 11 (original emphasis).*

(51) 既に取り上げた「対世的義務」を、「普遍的義務」とも呼ぶ浅田編・前掲注(5)・第一四章、例えば三二三頁（兼原敦子）も参照。

(52) *Bowett, supra n (48), 13 (n 59) 参照。*

(53) 拷問禁止条約に即して付言すれば、仮にこのような意味での「普遍管轄権」に基づく裁判権の設定を第五条2が義務づけていると考えることは、第五条1(c)で被害者国籍国に、また、第五条3でその他の国に裁判権設定の「裁量」を与えていることも調和しない。なお、第五条1(c)は、「自国が適当と認めるとき」の裁判権設定の義務であるため、被害者国籍国に裁量を与えられていることになる。*Nowak and McArthur, supra n (41), 312*も参照。

(54) 普遍主義ないし普遍原則が、「国際社会に普遍的な利益の侵害を理由として」すべての国に裁判権を認めるものと理解すれば（酒井啓巨他『国際法』（二〇一一年）九三頁（寺谷広司））、拷問犯罪と「普遍」管轄権を結びつけることには無理がないとも言えるかもしれないが、伝統的に「普遍」管轄権に服するとされてきた海賊の場合でも「普遍的利益の強調が示唆する極端に強い非難可能性が、必ずしも伴っているわけではない」（同）ことに鑑みれば、犯罪によっては、やはり「普遍」との齟齬が感じられることになる（同・九四頁も参照）。

(55) 山本草二『国際刑事法』（一九九一年）一六三頁は、「普遍主義……とは、『諸国の共通利益を害する犯罪』について、犯人と犯罪地のいかんを問わず、自国の刑法を適用する原則をいい、……この原則によれば、いずれの国であつても、……国際社会の諸国に共通する法益を害する犯罪については、内国刑法に基づいて外国人の国外犯を訴追し処罰できることになる。各国に対しこの種の国際犯罪の規制に関する普遍的管轄権……が与えられた、ともいえよう。そのなかでもとくに、犯人の身柄を自国領域内で現に拘束している国は、たとえ伝統的な原則（……属地主義、積極的属人主義、保護主義など）に基づく連結を欠く場合であっても、

犯人の身柄の拘束という事実だけで、刑事管轄を適用する根拠が認められるのである」と説明するが（傍点は水島、これは、純粹な意味での普遍原則と犯罪人所在地原則とを区別しないがための混乱を示す典型例だと言えよう。「そのなかでもとくに」と言いながら、「いずれの国」にも認められていることを犯罪人所在地国について繰り返しているだけであり、「そのなかでもとくに」という接続が意味をなしていない。なお、山本は、そのような「普遍主義」の理解を前提として、国際テロリズム関係諸条約が「普遍主義に基づく『義務』を設定した」とする（同・一六三頁）。

(56) 杉原高嶺『国際法学講義（第二版）』（二〇一三年）四五五頁。村瀬信也他『現代国際法の指標』（一九九四年）一四四頁（奥脇直也）も参照。

(57) 浅田編・前掲注(5)・一一八頁（水島朋則）。

(58) *Mandat d'arrêt*, *supra* n (45), 75 (Joint Separate Opinion of Judges Higgins, Kooijmans and Buergenthal, para 75) 参照。

(59) 例えば、外交的保護条文章案第五条参照。

(60) 国際テロリズム関係諸条約の脈絡で、古谷・前掲注(49)・九四頁、古谷修一「航空機に対するテロ行為と国際法——『引渡か訴追か』方式の意義と問題——」空法(三三)号七七頁（一九九二年）八二頁も参照。

(61) Andrea Caligiuri, 'Il funzionamento della clausola *aut dedere aut iudicare* nella Convenzione delle Nazioni Unite contro la tortura: riflessioni a margine della sentenza *Belgio c. Senegal*' (2013) 96 *Rivista di diritto internazionale* 513, 524–526 参照。

(62) Moubtanga Emmanuel, 'Signature d'un accord pour la création des chambres africaines extraordinaires au sein des juridictions sénégalaises destinées à juger Hissène Habré', *Sentinelles*, numéro 315, 16 sept 2012, <[http://www.sentinelles-droit-international.fr/bulletins/a2012/20120916\\_bull\\_315/bulletin\\_sentinelle\\_315.php#287](http://www.sentinelles-droit-international.fr/bulletins/a2012/20120916_bull_315/bulletin_sentinelle_315.php#287)> 参照。

(63) Holvoet Mathias, 'Sénégal: les Chambres africaines extraordinaires chargées de juger Hissène Habré ont été officiellement

inaugurées’, *Sentinelles*, numéro 335, 17 févr 2013, [http://www.sentinelles-droit-international.fr/bulletins/a2013/20130217\\_bull\\_335/bulletin\\_sentinelle\\_335.php#436](http://www.sentinelles-droit-international.fr/bulletins/a2013/20130217_bull_335/bulletin_sentinelle_335.php#436) 参照。このアフリカ特別裁判部は、クメール・ルージュ政権下のカンボジアでの大量虐殺等の犯罪を裁くために設置されたカンボジア特別裁判部と類似の性格をもつものと言えるが、カンボジア特別裁判部については、例えば、古谷修一「カンボジア特別裁判部の意義と問題——国際刑事司法における普遍性と個別性——」*国際法外交雑誌* 一〇二巻四号四六頁（二〇〇四年）、野口元郎「動き出したカンボジア特別法廷——その基本構造と日本の役割」*ジュリスト* 二二二二号八〇頁（二〇〇六年）参照。

(64) 二〇一三年七月の時点でアブレの勾留に至ってゐる（*ibid.*）あたり、Metou Brusi Miranda, ‘Sénégal: Arrestation et détention d’Hissène Habré’, *Sentinelles*, numéro 355, 7 juil 2013, [http://www.sentinelles-droit-international.fr/bulletins/a2013/20130707\\_bull\\_355/bulletin\\_sentinelle\\_355.php#558](http://www.sentinelles-droit-international.fr/bulletins/a2013/20130707_bull_355/bulletin_sentinelle_355.php#558) 参照。

(65) 「セネガル共和国は、イセヌ・アブレ氏を引き渡さないのであれば、これ以上の遅滞なく、訴追のため自国の当局に同氏の事件を付託しなければならない」（主文第六項）。

(66) なお、アブレをチャドで裁判にかけることに対しては、公正な裁判の実施という観点からの反対意見があった。例えば、Human Rights Watch, ‘Submission to the Committee of Eminent African Jurists: Options for Hissène Habré to Face Justice’, Apr 2006, [http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/chad1205\\_0.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/chad1205_0.pdf), 17-18 参照。

(67) 安藤仁介「条約承継条約と最近の国家実行——とくに自由権規約の承継に関連して——」山手治之・香西茂編集代表『21世紀国際社会における人権と平和：国際法の新しい発展をめざして（上巻）国際社会の法構造：その歴史と現状』二二二頁（二〇〇三年）二五七頁参照。

(68) やや脈絡は異なるが、水島朋則『主権免除の国際法』（二〇一二年）二八〇頁で、「ピノチエト事件判決は……国際犯罪である

拷問について国の元首の外交免除が否定されたという結論のみが独り歩きしてしまった観がある」ことを指摘した。

(69) 前者について、ICC 規程第七条 1(f)・第八条 2(a)・同(c)、後者について、第五条 1(a)・第六条参照。

(70) [http://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&midsg\\_no=XVIII-10&chapter=18&lang=en](http://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&midsg_no=XVIII-10&chapter=18&lang=en) 参照。

(71) 例えば、藤田久一「国際連合と国際刑事裁判所の権限関係——安保理による事態の付託をめぐって——」同志社法学五八巻二号一頁(二〇〇六年)、真山全「国際刑事裁判所規程検討会議採択の侵略犯罪関連規定——同意要件普遍化による安保理理事会からの独立性確保と選別性極大化——」国際法外交雑誌一〇九巻四号一頁(二〇一一年)参照。

(72) ロシアは、現在まで ICC 規程の批准等は行っていないが、二〇〇〇年九月二三日に同規程に署名はしている (*supra* n (70) 参照)。したがって、ロシアも当事国である条約法条約第一八条に従って、「ICC 規程」の趣旨及び目的を失わせることとなるような行為を行わないようにする義務」は負っていることになる。なお、米国も二〇〇〇年に ICC 規程に署名していたが、二〇〇二年に、「米国は、「ICC 規程」の当事国になる意図はない。したがって、米国の署名から生ずる義務を負わない」と国連事務総長に通知している。「U.S. Notification of Intent Not to Become a Party to the Rome Statute」(2002) 96 AJIL 724 参照。

(73) 注(2)参照。

(74) 水島・前掲注(68)・二九〇頁も参照。